

## 第2回 村上市地域公共交通活性化協議会 会議録

1. 開催日時：平成23年9月14日（水） 午前9時30分から10時40分

2. 開催場所：村上市教育情報センター 2階会議室

3. 出席者：（敬称略）

【出席委員】 大滝会長、西田委員（代理出席）、田巻(耕)委員、小田委員、嶋倉委員、後藤委員、船山委員、長谷部委員、長委員、松田委員、大嶋委員、板垣委員、佐藤(勝)委員、矢部委員、八藤後委員、田巻(均)委員、川崎委員、幸委員、木村委員、高田委員、小林委員、佐野委員、山田委員、吉田委員、川内委員、大滝委員

【欠席委員】 川村委員、齋藤委員、佐藤(久)委員

【委員以外】 株式会社瀬波タクシー、坂町タクシー株式会社、藤観光タクシー株式会社、山北タクシー株式会社、株式会社はまなす観光タクシー（オブザーバー）、北陸信越運輸局、北陸信越運輸局新潟運輸支局、新潟交通観光バス株式会社

【事務局】 佐藤、加藤、矢部（村上市）

4. 傍聴者：1名

5. 会議次第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 委嘱状交付

4. 議 事

[報告事項]

(1) 実証運行に関する広報と説明会の実施状況について（資料1）

[協議事項]

(1) 平成23年度実証運行内容について（資料2）

(2) 平成23年度村上市地域公共交通活性化協議会予算[補正第1号](資料3)

(3) 実証運行の評価と今後の展開について（資料4）

5. その他

6. 閉 会（副会長）

6. 会議資料

【配付資料】

【議事資料】

- 資料 1 . 実証運行に関する広報と説明会の実施状況について
- 資料 2 . 平成 2 3 年度実証運行内容について (案)
- 資料 3 . 平成 2 3 年度村上市地域公共交通活性化協議会予算 [ 補正第 1 号 ] (案)
- 資料 4 . 実証運行の評価と今後の展開について (案)

7 . 会議経過

事務局 ( 進行 ): おはようございます。定刻になりましたので、第 2 回村上市地域公共交通活性化協議会を開会いたします。

開会に先立ち、本協議会の会長 村上市長大滝平正がご挨拶を申し上げます。

会 長 : みなさんおはようございます。

本日はご多忙のところ、第 2 回村上市地域公共交通活性化協議会にご出席をいただきまして、心からありがたく厚くお礼を申し上げる次第でございます。

村上市でございますけど、昨日、テレビのニュースで映っていましたが、観光キャラクターのサケリンというぬいぐるみが完成をいたしまして、これからいろいろなところに出ると思います。30キロくらいの重さがあるそうでございますが、その中に職員が入って頑張るといことで、よろしく願いをいたします。

さて、いよいよ10月から村上市地域公共交通総合連携計画に基づきまして、のりあいタクシーやまちなか循環バスの運行などの新たな公共交通の実証運行が始まるわけであり

ます。本日は、この実証運行内容の確認をさせていただきまして、実証運行の評価、あるいはまた次の段階の展開について協議をしていただきたいと思いますと考えているところであります。

実証運行の改良点や課題を検討していただき、市民に親しまれ、多くの方から喜んで使っていただける公共交通を築いていかなければならないと考えておるところであります。

委員の皆様には、幅広い視点からご意見やご提言をいただきますようお願い申し上げます。開会にあたりましての挨拶といたします。本日は大変ありがとうございます。

事務局 ( 進行 ): 本日の協議会には委員 2 9 名中、25名の方が出席されております。過半数の出席がありますので、会議は成立いたします。

会議の前に本日の資料の確認をお願いいたします。皆様のお席に議事次第、出席者名簿、配席図を配付させていただいております。

また、あらかじめお送りいたしました資料といたしまして、資料 1 「実証運行に関する広報と説明会の実施状況について」、資料 2 「平成 2 3 年度実証運行内容について (案)」、資料 3 「平成 2 3 年度村上市地域公共交通活性化協議会予算 [ 補正第 1 号 ] (案)」、資料 4、A 3 の横でございますが「実証運行の評価と今後の展開について (案)」がでございます。

資料に不足はございませんでしょうか。不足があるようでしたら、事務局にお申し付けください。

それでは次に、委員の交代がありましたので、これより委嘱状の交付を行います。このたび2名の委員に交代がございました。恐れ入りますが、こちらでお名前をお呼びいたしますので、その場にご起立をお願いいたします。

国土交通省北陸信越運輸局企画観光部交通企画課長 幸(さいわい)様。

(委嘱状交付)

事務局(進行): なお、もうお一方、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所計画課長川村様は、本日、欠席でございます。

それでは、4の議事に入りますが、協議会規約第11条の規定により、会長が、協議会の議長になることになっております。これより会長が議長となりまして、議事の進行をいたします。

会長: それでは、規約によりまして、私が暫時の間、議長を務めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、さっそく議事に入らせていただきます。報告事項「(1)実証運行に関する広報と説明会の実施状況について」を報告させていただきます。事務局から報告をお願いします。

事務局: それでは、事務局の方からご報告をさせていただきます。お手元には、資料1「実証運行に関する広報と説明会の実施状況について」をご準備いただければと思います。

今回、実証運行が10月から始まることに際して、市内全体に配布したものの、それから実証運行を実施する地区に各世帯に配布した資料等がございます。資料1の上段の方に別紙「10月からはじまります 新たな公共交通の実証運行」と配布物の名称をお書きしております。別冊ということでチラシの中に挟み込んだものを配らせていただいております。

次に資料1の2番目ですが、中段に説明会の実施状況ということで、現在開催している集落もありますが、今後の予定も含め実施状況一覧ということでまとめました。今回実証運行の中で山北地区と荒川地区では、新たな乗合タクシーの試みを行う予定にしております。その関係で実証運行地区では、各集落単位で説明会を開催し、山北地区では、1ページ目の下段の方の一覧のとおり、多くの方からご参加と利用登録をいただきました。この数字は、9月6日現在の登録者数を記載しておりますが、昨日現在で206名、高齢者数の割合で約17%の高齢者の方に利用登録をいただいております。

次に2ページ、荒川地区の実証運行に関する説明会の状況です。資料送付時9月6日に送付しましたので、その後、中段あたりが空白となっておりますが、荒川地区では、概ね2980名ほどの高齢者がいらっしゃいますが、この内、昨日現在で約400人の方の登録をいただいております。今日も含めまして、残り16日まで実証運行に関する説明会を荒川地区で予定しておりますが、この推移でいきますと、概ね450人から480人くらいのご登録をいただくと事務局では見込んでおります。ここまでが山北地区及び荒川地区で開催した実証運行説明会の状況です。

3 ページ、4 ページは、山北地区のみの掲載ですが、説明会で寄せられたご質問、ご意見、ご要望を区分して記載したものです。全部読み上げるには時間が足りませんので、かいつまんでお話をしますが、実証運行前ということで新たな運行に関して期待するご意見、喜んでいるといったご意見が寄せられています。また、要望は、山北地区内、実証運行する地区の地形的条件、地理的条件によって、様々なご要望、ご意見等いただいております。運行時刻に関する事、運行日に関する事、あるいは目的地として、こういった所に行きたいとか、具体的な名称等をご意見としていただいております。

以上が実証運行に関するこれまでの広報の状況、それから説明会の実施状況についてのご報告です。

会 長：ただいま報告事項(1)について説明がありましたが、この説明に対しまして、みなさんからご質疑等、あるいはご意見等ありましたらお願いしたいと思います。

会 長：しばらくしてご質疑ないようですので、これは報告事項ですので、ご了承をいただきたいと思います。

会 長：それでは、次に協議事項に入ります。協議事項「(1)平成23年度実証運行内容について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：続きまして協議事項の1点目、資料2「平成23年度実証運行内容について(案)」をお手元にご用意いただきたいと思います。資料2は、別紙1から別紙4まで別綴りで資料を付けておりますので、あわせてご覧いただきたいと思います。それでは資料2に基づきましてご説明をいたします。

今回資料で提示する内容は、10月から実証運行を開始する内容、これまでの協議経過を踏まえて、最終的に確認をしていただくことを目的に資料を作らせていただきました。あわせて資料中で前回の協議会で、利用料金の設定について議論していただきましたが、お子様、あるいは障害をお持ちの方の割引について議論が未了でしたので、この資料に基づき、料金制度を最終的に協議会で確認いただき、ご承認をいただきたいという趣旨です。

まず、資料2の1ページ目、実証運行内容について事業の1つ目としてのりあいタクシーです。

目的・ねらいは、今回、公共交通の空白地域、あるいは不便地域を対象に実施することと、高齢者の方等の通院対応を主の目的として運行を計画してきたところです。

運行形態は、電話予約により運行区域内の自宅戸口から予め設定する目的施設間の利用ができるという予約型乗合の運行を運行形態としています。

実証運行の実施地区は、記載のとおり山北地区の伊呉野～勝木間、同じ地区で板貝～府屋間、それから荒川地区全域、この2地区をのりあいタクシー、予約型乗合運行の形態での実証運行を予定しています。

運行主体は、山北地区は、山北タクシー株式会社様、荒川地区全域は、坂町タクシー株式会社様及び藤観光タクシー株式会社様のご協力をいただき運行をしていきたいというものです。運行管理は、それぞれ運行主体にお願いするところですが、荒川地区全域は、予約の専用電話番号を設け、専用のオペレーターを配置し予約受付の対応をしていきたいと

いう内容を 印で書かせていただいています。

運行エリアは、詳細、別紙でお示ししてありますので、後ほどご覧いただければと思いますし、運行日・運行時間は、記載のとおり山北地区では、運行日を火曜日、水曜日、木曜日に限定し運行することとしています。そのため運行開始日は、10月4日火曜日をスタートとしていますし、荒川地区は、月曜日から金曜日までの平日の運行を予定していますので、運行開始日は、10月3日月曜日を運行開始初日としております。運行ダイヤも別綴りの別紙1-2をご覧ください。

次に予約利用方法ですが、原則電話予約ということにしています。運行の1週間前から前日までの受付で、実証運行については開始したいと考えています。予約受付は、月曜日から金曜日まで平日の午前9時から午後5時までということで説明会では説明をしています。また、利用者については、配車をスムーズに行うことを目的として、事前登録をお願いしています。これは、先ほど報告事項の中で登録者数とご報告したところが、この数字にあたる部分です。

乗降場所は、利用者の自宅、あるいは自宅周辺が狭い道路で乗り入れが困難な場合は、利用者が別に指定する場所ということで行いたい、途中下車はできないという形でスタートをしたいということです。

こののりあいタクシーの運賃設定は、前回第1回の協議会でご審議いただき、1キロ当たり100円という目安で集落毎に料金を設定するという承認いただきましたので、それに基づき作成した運賃表が別紙1-4です。あわせて本日、協議会のみなさんにご審議いただきたい部分として、運賃については、他のタクシー利用助成券等もごさいますが、現金のみの取り扱いとしたいということ、小学生及び障害者の方は設定された運賃の半額、未就学児は無料としたいというものです。この部分については、網掛けで強調させていただいております。

最後に運行後の展開ですが、のりあいタクシーの実証運行後、運行開始後については、利用状況、運行の問題点を運行主体であるタクシー事業者様とも情報を共有しながら対応していきたい、利用登録者へのアンケートの調査、あるいはヒアリング調査等を行い、結果をもとに運行の改善を図っていきたいというものです。

ここまでが前回までの協議経過の確認と新たに運賃の考え方についての案を示させていただきました。

2ページですが、事業の2つ目、病院帰宅のりあいタクシーの取り組みについてです。

目的・ねらい、高齢者等の通院対応ということが目的です。

通院の帰路、帰りの対応として病院から神林地区内の自宅戸口まで送る乗合型による運行としたいという運行形態です。

実施地区は、神林地区全域の方を対象にしたいというものです。

運行主体は、村上総合病院から神林地区全域を運行する部分は、株式会社瀬波タクシー様、岩船タクシー株式会社様、株式会社はまなす観光タクシー様、3社のご協力をいただく予定です。県立坂町病院から神林地区全域に向けての運行は、坂町タクシー株式会社様、

藤観光タクシー株式会社様の2社にご協力をいただく予定です。

運行日・運行ダイヤは、それぞれ月曜日から金曜日まで平日の運行とし、運行開始初日は10月3日月曜日を予定しています。運行ダイヤは、村上総合病院が1日3便、午前10時30分、11時30分、12時30分のそれぞれ1時間おきで予定しています。また坂町病院からの運行ダイヤは1日2便、10時50分、11時50分発という設定を予定しています。

予約及び利用方法は、記載のとおり予約は不要としております。予め待機している車両に順次お乗りいただくというものです。

乗車場所についての資料は別紙2-1でお示ししておりますし、送り先となる所は原則として利用者のご自宅ということを想定しています。道路状況により、あるいは冬季間でするので積雪状況により利用者自宅付近までお送りするような場合も想定しています。通常ののりあいタクシーと同様、途中下車はできないということをお願いをしています。

運賃は、病院から利用者宅がある集落までの距離に応じた金額ということで、距離1キロ当たり100円という設定をしました。運賃表は、別紙2-2のとおりです。これも、事業の1番目ののりあいタクシーと同様、現金のみの運賃の取り扱いとしたいということ、小学生及び障害者は半額、未就学児は無料という設定をしたいというのが運賃設定の案です。

運行後の展開は、運行開始後、利用状況、運行の問題点について運行主体のタクシー事業者様と情報を共有しながら対応していききたいというものです。利用者へのアンケート調査、ヒアリング調査等を行いまして運行の改善を図っていききたいということです。この病院帰宅のりあいタクシーは、神林地区のみなさまを対象に行いますが、取り組みを検証し、今後、朝日地区や村上地区の交通の空白地域への展開についても検討していききたいという内容です。

ここまでが事業の2番目病院帰宅のりあいタクシーの説明です。

次に3ページ目ですが、事業の3つ目、まちなか循環バスの運行です。

目的・ねらいとして、バスの公共交通網の利便向上により利用者の拡大を図りたい、あわせて市街地内、村上地区のまちなかにある空白地域、あるいは不便地域の解消を図っていききたいというものです。また、村上市内の他の地区から来られる方、あるいは市外から来られる方の鉄道や既存路線バスとの乗り継ぎということで、利便性の向上を図りたいという趣旨です。高齢者等の生活実態を踏まえ便利な交通網への改善の第一歩としたいというものです。

運行形態は、通常の路線バスと同様、定時定路線型による運行を予定しております。

実施地区は、村上地区の市街地の一部、まちなか部分になります。

運行主体は、新潟交通観光バス株式会社様のご協力をいただく予定です。

運行ルートは、路線名を村上市まちなか循環バスとし、村上駅を基点に、市内の医療機関、教育施設、行政機関等の拠点施設を結ぶルートを設定しております。運行当初は、時計回り、片方回りだけの設定としております。

運行形態は循環型で、駅を基点に駅に戻っていく、一周するというような運行形態です。

バス停は、現在、新潟交通観光バス株式会社様が所有されているバス停を活用するほか、新たに追加する乗降場所は、バス停を新設する予定です。

運行日・運行ダイヤは、10月3日月曜日から、平日の月曜から金曜までの運行を想定しています。運行ダイヤは、別紙3のとおりですが、8時半1便目をスタートして、午後5時半まで1日10便という設定です。覚えやすい時間ということで、8時半、9時半というような設定としました。

運賃は、乗車距離によらない定額制ということで、現金のみの取り扱いということ、大人、中学生以上は1回の乗車100円ということで、前回お話をさせていただきました。本日の協議事項の中では、小学生及び障害者の料金、未就学児の取り扱いということで、タクシー同様、大人料金の半額50円、未就学児については無料、現金のみの取り扱いということ。今回、循環バスについての定期券は運行開始当初の発売はしないというものです。

次に運行後の展開ですが、運行開始後、利用状況、運行の問題点、バスに対する意識の把握のため、利用者や沿線の方々へのアンケート調査、ヒアリング調査等を行い、運行の改善を図っていききたいというものです。また、新たな乗降場所の追加設定や、逆回りの便の運行、観光対応のルートについても検討していききたいというものですし、利用促進の観点から乗り放題券の設定や回数券、定期券についても検討していききたいというものです。

ここまでが事業3まちなか循環バスの運行についてです。

次に4ページ、事業の4、馬下～板貝線の運行ということで、既存路線バスの馬下線を山北板貝方面へ延伸するという取り組みです。

目的は、交通不便地域の解消と、高齢者等の通院対応ということで、現在のバス路線を延伸して対応したいというもので、馬下～板貝線を新規に運行するという形です。

運行形態は、通常の路線バスと同様、定時定路線型による運行としたいというものです。

実施地区は、村上地区の上海府から山北地区に向けた展開ということです。

運行主体は、新潟交通観光バス株式会社様にご協力をいただく予定です。

運行ルートは、別紙4-1で示してありますが、馬下までの線を板貝の方に向けて延伸する、北上させるルートです。途中、桑川駅、沿線集落を経由する路線を設定したいというものです。

バス停は、まちなか循環バス同様、現在、新潟交通観光バス株式会社様がお持ちのバス停を活用するほか、新規乗降場所は、バス停を新設したいというものです。

運行日は、現在の馬下線の運行が、月曜日から金曜日までですので、これに合わせ、10月3日月曜日から運行をスタートしたいというものです。

運行ダイヤも、ルートの延伸に伴い、既存の路線バスの時間を若干、変更したものが別紙4-2の内容です。

運賃は、通常の路線バスと同じ距離に応じた設定です。大人は路線バスの運賃適用に準じ、小学生は大人の半額、通常の路線バスと同様に10円未満の端数が生じる場合は、1

0円単位に切り上げるといふもの、障害者の割引は、手帳の提示により本人は50%割引、介護に付く方は、障害の等級に応じた割引率を適用するといふこと、未就学児は無料とし、これらは路線バス運賃の適用に準じます。新潟交通観光バス株式会社様が発行してあります回数券の使用は可能とします。実証運行期間中は、馬下～板貝線区間に対する定期券の発売は行わないといふことを運行開始当初の設定としたいと考えております。運賃は、別紙4-2のとおりお示しさせていただきました。

運行後の展開は、まちなか循環バスと同様、利用状況、運行の問題点、バスに対する意識の把握を目的とし、利用者や沿線住民の方々へのアンケート調査、ヒアリング調査を行い、調査結果をもとに運行の改善を図りたいといふものです。

資料の5ページ目、事業の5ですが、実証運行の検証等を行うのに際し、住民懇談会等をきめ細やかに開催していきたいといふものです。

今回、山北地区、荒川地区、神林地区では、実証運行に関する説明会や住民懇談会等を引き続き開催していきたいといふものですし、この取り組みの中で作成した、様々な効果の項目や目標値をもとに本格実施をしていく、他の地区への展開を検討していくほか、懇談会等を通じて、検討材料として作ってきたいといふものです。

あわせて実証運行の際に行った広報、周知のあり方も、このような形でよいのか、不足するところは無いのか、懇談会の場を通じて検証をしていきたいといふものです。

次に2つ目、公共交通の空白集落は、移動手段確保のための検討をみなさまと一緒にやっていきたいといふ趣旨です。

昨年度から朝日地区につきましては、一部訪問し意見交換の場を持たせていただきました。引き続き開催させていただきたいと思っておりますし、あわせて村上地区でも、山辺里、あるいは瀬波といった所に空白集落、地域がございますので、こちらへの展開も考えていきたいといふものです。

地域の勉強会や地域の方々の方々の自発的な取り組みの支援を行ってきたいといふことですので、地域住民による検討体制の構築は、朝日地区、村上地区に限らず、山北、荒川、神林、すべての地区において構築を図ってきたいといふ趣旨です。ここまでが資料2の実証運行内容についての案です。

10月からの運行の最終確認と、料金設定についてタクシーを活用した取り組み、バスを活用した取り組み、それぞれご議論いただければといふことです。よろしく願いいたします。

会 長：ただいま協議事項の(1)の平成23年度におきます実証運行内容について事務局から説明がありました。これらについて、みなさんからご意見、ご質疑等をいただきたいと思ひます。

委 員：第1点は、2ページの運行ダイヤの設定ですが、午前中になってはいますが、これらは、村上総合病院、あるいは坂町病院と相談して決定したものでしょうか。と言ひますのは、この時間に帰る人もありますが、村上総合病院といふのは、割合混んでいて、2時、3時頃帰る人もたくさんいます。今、試みですからどうこう言ひませんが、状況に



よっては、お昼からもあっても良いのではないかと思います。

もう1点は、広報等により、運行について努力されていることは分かりますが、なかなか末端まで浸透していないところがあると思いますので、これからも広報、その他で大いにPRしてこれが補強されますようお願いしたい。

事務局：病院帰宅のりあいタクシーの運行ダイヤの設定は、乗車場所になる村上総合病院様、坂町病院様と協議をさせていただき、運行開始当初は、これでやるということで調整をさせていただきました。今後、増便や時間の対応は、この取り組みを検証して対応を考えていきたいと思っております。

広報については、今回、神林地区の方には全世帯配布で、集落毎にお願いをしましたが、引き続き、継続的な広報をしたいと思っておりますので、ご協力をいただければと思います。ありがとうございます。

会長：よろしゅうございますか。そういうことでございますので、今後、病院側と検討しながら時間帯の設定をさせていただくということでございます。他にございましたらお願いをいたします。

委員：2点お伺いしたいのですが、1ページの運行時間帯ですが、予約がない場合、その便は運行するとありますよね。これは、午前も午後も運行するということですか。

それと、事業の2でありまして、病院から各自宅は予約不要と、これは必要かと思われまますけど、午前中の予約がない場合は、空車が走る可能性があります。そうすると無駄になると思うのですが、午前中もそういう体制で運行をするのか。

それと、もう1点、荒川地区ですが、大型店が1つ閉店になりましたので、高齢者が結構おられますので、公共の場所だけではなくて、ショッピングセンター関係も回るような運行もいち早くしていただければ助かるので、やはりサービスのことを思えば、それも大事かと思しますので、強力な要請をしたいと思っております。よろしくをお願いします。

事務局：資料2は記載ミスです。「予約がない場合、その便は運行する。」とありますが、「運行しない。」の誤りです。申し訳ありません。ご訂正をお願いいたします。

荒川地区におきまして、大きなショッピングセンター、基幹となるスーパーが廃業されております。山北も同様ですし、朝日地区、村上のまちなかも大きな問題として捉えております。可能対応としては、公共交通移動手段だけ確保すればすべて解決するものでもありませんし、商業施設の復活や移動販売ですとか、対応方法はいろいろあると思っておりますので、買い物対応については、運行主体になりますタクシー事業者様に運行に慣れていただき、あるいは利用者にも慣れていただければ、そう遅くない時期にはできるかと思っておりますが、まずもって新たな取り組みですので、運行事業者様及び利用される市民のみならず、慣れさせていただくために、できることからという範囲で設定しましたので、買い物対応は、運行事業者様含めて協議したいと考えております。

委員：なるべく早くお願いいたします。

会長：今、大型店舗が5店舗閉店したということで、買物弱者の対応が問題になっているわけですが、村上市におきましては、イオンではバスを今までやっていたスーパーの

近くに停車をして買物弱者と言われる方々を送迎しているという状況ですし、また、山北地区でも、商工会を中心に何とかやっていきたいというような機運もあるそうですので、荒川でも担当から話がありましたように、少し様子を見て、対応をしなければならないようであれば対応を考えていきたいということですので、これでスタートをさせていただきたいということですが、よろしゅうございますか。他にございましたらどうぞ。

委員：2点ほどお伺いします。のりあいタクシーの利用者登録を個人名で登録することになっておりますが、世帯で登録した方が利用する方は記入しやすいのではないかと思います。

もう1点は、運行後の展開について、形態によって違うのですが、まちなか循環バスですと、新たな乗降場所だとか、反時計回りだとかいろいろ載っておりますが、これは、3月までの間に、そういうことも実施するという事なのではないでしょうか。

事務局：まず、1点目の利用登録は、当初、記載欄は人数を書けるようなもので準備しておりましたが、地元の山北支所や荒川支所と協議し、あまり多いと逆に全部書かなければならないのかと、利用される方だけで良いのではないのかと、書く方が、ご高齢の方が多いため、あまり紛らわしくなると悪いのかなということで、世帯主様を含めて3名という記載になっておりますが、必要であれば、用紙は説明会の方で何枚か配りましたので、今すぐには利用しなくても、利用が見込まれる方も含めて、お書きになる方の意思に合わせて書いていただく。枚数についても準備しているというものです。

もう1点、循環バスの関係ですが、4月以降どうするのかは、次回の協議会で即運行ができるように準備をしていきたいと思っておりますが、予算等の関係もあります。まず、この形を柱に3月までやっていきたいというものです。

会長：よろしゅうございますか。他にございましたらお願いしたいと思えます。

しばらくして、ご意見がないようですので、「(1)平成23年度実証運行内容について」は、原案のとおり決定させていただいてよろしゅうございますか。

(「はい」という声)

会長：ご異議がないようですので、「(1)平成23年度実証運行内容について」は、原案のとおり承認をさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして協議事項「(2)平成23年度村上市地域公共交通活性化協議会予算[補正第1号]」について、事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは、協議事項の2点目ですが、協議会の補正予算ということで、資料3をお手元にご用意ください。

今年度、公共交通活性化協議会予算につきましては、前回の協議会でご承認いただいたところですが、今後、10月から実証運行開始に伴い、利用される方からいただく運賃収入が発生します。この関係で協議会の予算の歳入歳出にそれぞれの対応する項目に予算額を追加した内容です。追加した項目は、歳入は、4の諸収入に、実証運行運賃収入と摘要

欄に書いてありますが、名目計上として1,000円計上しました。あわせて、預金利子として1,000円を雑入として、2,000円を本予算に追加をしたものです。その他の歳入の負担金には金額の変更はありません。この2,000円のみ追加です。

歳入の追加に伴い、歳出について運営費、事業費と費目がありますが、3の予備費に2,000円を追加し、歳入歳出額を合わせ、これを補正第1号(案)としてご提示しました。ご審議よろしくお願ひいたします。

会 長：ただいま協議事項(2)について説明がありました。みなさんからこの件についてご意見、ご質疑等をいただきたいと思います。

委 員：区長会を代表して、住民の代表でお願いします。国土交通省関係の補助金が残念ながら0という形になっております。高齢化が進む村上市、こういった中、諸問題も発生しておりますので、ぜひ補助金を復活していただければ大変ありがたいなと、このように強くお願ひをいたします。以上です。

会 長：国土交通省のみなさまもお見えですが、何でもご意見等をいただければありがたいのですが。

運輸局：北陸信越運輸局交通企画課の幸でございます。ただいま国土交通省の補助金についてのご要望をいただきました。村上市様では、国土交通省の補助金の関係で用意しているものとしましては、地域公共交通確保維持改善事業という補助金がございます、この補助金を平成24年度からご活用希望ということで伺っております。ご要望は承っておりますので、補助手続きに要する事務手続等、いろいろ相談しながら進めたいと思っておりますので、今後補助金をご活用いただくということでしたら、有効に使っていただけるよう協議したいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

会 長：ということでございまして、補助金を出さないということでは決してございませんので、いろいろな補助金を準備しているということで、私ども村上市としても必要書類等を準備しましてお願ひしていきたいと、そのように考えていますので、よろしくお願ひをしたいと思います。他にございましたらお願ひをいたします。

副会長：実証運行の運賃収入が1,000円となっておりますが、たぶんもう少しあると思いますが、それは、どういう扱いなのでしょう。

事務局：今回の実証運行は、交通事業者様に運賃収入等をお預かりいただき、協議会の口座に納入していただく形を採ります。別に運行に係る経費は委託でお支払いするので、それは事業費の中で組んで行くというものです。今後、当然1,000円で事務処理が終わるわけではございませんので、次の協議会なりで補正予算を出させていただく予定ですので、増便への対応に回すのか、あるいは負担金を少し減らして市の財政を圧迫しないようにするのか、対応は次の協議会あたりでご審議していただきたいと思います。

会 長：よろしゅうございますか。そういうことです。他にございましたらお願ひをいたします。

しばらくして、ご意見、ご質疑がないようでございますので、「(2)平成23年度村上市地域公共交通活性化協議会予算[補正第1号]」について原案のとおり決定させていただ

てよろしゅうございますか。

(「はい」という声)

会 長：ご異議がないようですので、「( 2 ) 平成 2 3 年度村上市地域公共交通活性化協議会予算[補正第 1 号]」については、原案のとおり承認させていただきます。ありがとうございました。

続きまして協議事項 3 の「実証運行の評価と今後の展開について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは、協議事項の 3 番目、「実証運行の評価と今後の展開について」ですが、お手元に資料 4 を手元にご準備ください。

この実証運行の評価については、1 ページ目に記載していますが、連携計画に掲載している評価指標という項目と、( 2 ) として、実証運行における評価項目、評価方法、評価の視点というものを実証運行の評価の 1 ページ目の資料でお示しました。

連携計画における評価指標は、大きく 4 つです。

1 点目は、路線バスは 1 便あたりの輸送人員数、計画策定段階では、1 便あたり 3 . 3 人ぐらいのご利用だったものを連携計画の最終年、1 0 年後の目標としては、1 便あたり 6 人以上を目指すという内容です。

2 点目、公共交通サービスの満足度は、アンケート調査を 2 か年かけて行いましたが、計画策定時、利用者で満足されている方の割合が 6 3 % でした。これを 1 0 年後は 8 0 % を目指したいと。

3 点目、公共交通利用者の利用頻度は、外出時の利用頻度が計画策定時 1 8 % でしたが、1 0 年後には 4 0 % 以上を目指すという内容。

4 点目、路線バスに限った事ではありませんが、収支率といった項目も 2 5 % 未満の路線バスが、計画策定時には 1 5 系統ありました。これを 1 0 年後には 0 にしたいという、計画における評価指標は以上の 4 つです。

今回ご協議いただきたいのが、( 2 ) の実証運行における、それぞれの評価項目、方法、評価の視点というところです。

評価項目としては、利用者数、収支率、満足度、運行日、運行時間帯、運行ダイヤ、運行ルート・運行エリア、運行台数、運賃、運行車両、以上の 1 0 項目を評価項目としてあげさせていただきまして、それぞれの項目に応じて、利用実績によって評価をする方法、あるいは利用者及び住民の方々に対して行うアンケート調査により評価する方法、こういった方法をそれぞれの項目ごとに記載しております。あわせて評価の視点としては、掲げた目標について、これをクリアしたのかどうか、あるいはニーズに合ったものだったのかどうか、そういったものを評価の視点と考えたいという内容です。

資料 4 の右側ですが、改善策、評価後の対応としては、バス及びタクシー共通の項目もありますし、タクシーに限ったもの、それぞれ括弧書きで記載しておりますが、利用者数

は、バス・タクシー共通ですが、運行方法の見直し、それから広報PRの拡大を行うというようなこと、せっかく始めた新しい取り組みについても、先ほどもご意見いただいたとおり、取り組み自体が伝わらなければ、知らなければご利用することもないわけですので、こういったPRの拡大に努めるようなことも改善策、あるいは評価後の対応として必要ではないかというようなことを書いております。

以下、記載のとおりでございますが、それぞれ調査方法、評価方法に基づき運行方法の見直しを行っていく、あるいは対応方法を考えていくという趣旨の内容です。

2ページ目、(3)実証運行の評価基準と検証後の対応ということで、今回10月から3月まで実証運行を行う事業ごとに区分して評価基準、検証後の対応といったものを記載した資料です。

区分としては、山北地区の予約型のりあいタクシー、荒川地区の予約型のりあいタクシー、神林地区の病院帰宅のりあいタクシー、村上市まちなか循環バス及び馬下～板貝線の延伸ですが、隣の列に実証運行の評価基準ということで、3つの項目を数値化して評価したいという内容を記載しております。

項目としては、利用者数、収支率、満足度、この3つを評価基準としております。それぞれ(A)(B)(C)の区分に分け、例えば利用者数であれば、1日あたりの利用者数を県境であれば3人くらい、下海府であれば7人というように、印で記載しておりますが、1日あたりの利用者数のだいたいの目安を出し、それを基準として(B)欄に数字として記載しております。

山北地区ののりあいタクシーであれば、1日あたりの利用者数は(A)5人未満、(B)5人以上10人未満、(C)10人以上と、収支率も、連携計画で定めている25%という数字を(B)の基準値にして、(A)はそれを下回るもの、(C)はそれを上回るものというような記載となっております。満足度も、計画策定時に行ったアンケート調査の63%を基準として、(A)(B)(C)と3段階に分けたものです。

評価基準は、そのような考え方で出ささせていただきまして、右側の検証後の対応ですが、パターンとして複数考えられるかなと、まず、評価基準(A)(B)(C)と3つに分けた項目をもとに、いずれかの項目に(A)がある場合、評価基準を下回るものがあつた場合、運行内容を見直すという検証後の対応案です。その中には、運行日、運行本数、運行経路以外の違う所への運行、あるいは予約方法のあり方など見直す必要があるのかなと。次にいずれの項目も(B)以上であつた場合、基準とした1日あたりの利用者数、収支率、満足度、これらがいずれの項目も(B)以上であつた場合は、利用状況を踏まえながら運行方法の改善を行うということは当然のことですが、継続運行するというもの。パターン3ですが、いずれの項目も(C)の場合、評価基準をすべて上回つた場合は、本格運行を視野に入れてやっていきたいというもの、乗合型タクシーの場合であれば、乗合状況等を踏まえて運行方法を改善し、さらなる利用促進を図っていくというのが検証後の対応です。

以下、のりあいタクシーは山北地区では1日あたりの利用者数を県境3人、下海府7人。荒川地区では1日あたりの利用者数44人、神林地区ののりあいタクシーも1日あたりの

利用者数44人、村上市まちなか循環バスは、1日あたりの利用者数80人、馬下～板貝線は、現在の馬下線と重なる部分もございますので、路線全体として、1日あたりの利用者数11人程度という評価基準の利用者数見込みとなっております。この数字は、運行経路区域又は沿線にお住まいの65歳以上の高齢者の1.5%、以前からご説明しておりますが、高齢者の1.5%を目安とした数字です。対象となる集落毎に同じように1.5%の数字を掛け合わせていった時に、この数字とあまり大きな差がなかったため、これを評価基準の数値として使いました。

2ページの下段ですが、10月から来年の3月まで行う実証運行の評価についての考え方です。今ほどお話ししたとおり、事業の初年度ですので、検証後の対応は、運行内容の見直し、継続運行、本格運行、この3つを柱としたいというものです。始まってすぐPRもままならない中で、利用者がいないからこれはやめましょうという判断は、すぐにはできないということで、見直し、継続、本格運行、この3つの柱を想定しております。運行内容の見直しも、利用者数、収支率といった数字で表れてくる基準だけにとらわれると、人口の少ない地区においては、やはり廃止といったもの、継続が困難だという判断になりがちですが、地域住民の方の足や移動手段ですとか、地域の活性化につながるような項目もございますので、総合的な評価を含め、この協議会の中で行っていきたいということです。あわせて運行主体となります交通事業者様と調整を図りながら拡大できるものについては、拡大をしていく、ご要望も対応できるものについては対応していきたいという趣旨の項目を書かせていただきました。ここまでが2ページ目までの話となります。

最後、資料4の3ページです。今後の展開の中で地区別の展開です。それぞれ地区別の展開ですので、上から山北地区、朝日地区、村上地区、神林地区、荒川地区があります。横に向けて平成23年度(事業1年目)から右に向かって、24年度、25年度、26年度以降という記載になっております。

山北地区、村上地区、神林地区、荒川地区は、今年度事業1年目、10月から3月の間にのりあいタクシー、あるいはまちなか循環バスといった取り組みを実証運行で取り組んでいきます。

あわせて来年度以降、事業2年目、4月以降ですが、今回事業の1年目で朝日地区が空白となっておりますが、早ければ4月から神林の方を対象に行うのと同様ののりあいタクシーの帰路対応、帰宅対応ののりあいタクシーを朝日地区で展開したいということです。新たな取り組みが1つ加わりますので、事前に市内のタクシー事業者様とも内々にお話をさせていただき、概ねご協力いただける趣旨のご意向を受けておりますので、なるべく早く朝日地区についても対応を考えたいと、4月からの運行を想定した場合、次回協議会2月にお諮りした段階では期間的に非常に厳しいものがありますので、現在の9月、この時点で協議会のみなさまのご理解をいただき、ご承認をいただいた後、4月以降の運行に向けた準備を、これから進めていきたいという趣旨です。朝日地区は、来年度4月早々からこのような取り組みを行っていきたいというものです。

以下、山北地区から荒川地区まで事業2年目の展開、3年目の展開については、点線で

困いましたが、これが確定事項ではありません。今後、第1段階、今年度事業1年目の取り組みを検証しながら、見直し、改善を図っていったり、地区内の他の地域への展開を検討したり、他の連携も模索していきたいというものです。

ここでみなさんに強くお願いしたいのが、平成24年度の取り組みで朝日地区におきまして、4月からを運行開始として想定した取り組みを進めていきたいということです。

以下、3年間実証運行期間として想定しておりますが、場合によっては、平成26年度以降も何らかの形で実証運行を繰り返しながら、進める地区をあるかと思いますが、このような考え方で概ね3年間、来年度以降の対応を考えていきたいというのが、資料3ページの地区別の展開です。

以上、資料4に基づく実証運行の評価と今後の展開について、特に地区別の展開について重点的に説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

会 長：ただいまの協議事項(3)について事務局から説明がありました。この説明に対しましてみなさんからご意見、ご質疑等ございましたらお願いをしたいと思います。

委 員：まちなか循環バスの24年度以降の使用車両についてお願いですが、NPO法人が観光ルネッサンスバスというものを取り組んでおりますが、できれば、まちなか循環バスにそのバスを利用していただく、平成24年度以降その車両を利用していただくと非常に助かると思いますし、村上のイメージアップにもなるのではないかと考えておりますので、検討していただければと思っております。

事務局：10月実証運行を開始した後、観光協会様ですとかNPO様と調整を図らせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

会 長：そういうことでございますので、よろしくお願いたします。

委 員：2ページの(3)実証運行評価基準の中で、1日あたりの利用者数とありまして、山北地区であれば5人未満とありますが、今まで住民の人達の話聞きながらの人数なのか、それとも行政から見た感じで、これが最低ラインの線でいった方が良いといった形であるのか。もしも、このラインを満たさなければ、早急に3パターンの運行改善ということにかなければならないのかという、その点教えていただければ助かります。

事務局：昨年度から協議会の中でお示した利用者数の見込み、これについては、同じものを使用させていただいております。以前、のりあいタクシー、デマンド型交通のお話の中で、デマンドに関するシステムを導入する目安として、運行する地区内の高齢者数の3%を1つの目安にするというものがありましたので、地域的な条件で考えますと、村上市内で3%は少し厳しいのかなというところで、まず1.5%というところを1つの基準としました。これは、以前から用いている数字とブレはございません。

委 員：わかりました。それと、実証運行評価基準とありますが、もしも基準を満たさなくても、急に改善しないで、長いスパンで見なければなりませんので、ましてや説明の時期と人数を見ますと数が少ないので、PRがまだ足りない部分があります。回覧板等を回しながら、お金はかかるかも知れませんが、利用のことを考えていただき、どんどん地域の人たちにPRしていただければ、もっと利用者数が増えると思っております。よろ

しくお願いいたします。

事務局：9月1日に全世帯配布で白いA3を折ったチラシを配布しました。あわせて実証運行を実施する地区には、集落単位全世帯にチラシを配布しました。

9月1日以降、私ども公共交通係の方へいろいろな問い合わせの電話件数が増えてきております。これまで、年に数回しかなかったような問い合わせが、日に何件か、かかってきております。内容は、公共交通に期待する部分やご意見、ご要望、様々ですが、チラシ1枚配布することで関心を持っていただいたのかなというところで、広報については、もっときめ細やかに回数を増やして集落説明、あるいはPRを図っていく必要があると思っております。

のりあいタクシー等については、新しい予約型で乗り合っという形ですので、なかなか1回で説明しても理解できない部分もあると思いますし、1度利用されると使い勝手が分かってくる。その1回を使ってもらうために何回でも私ども説明会、あるいはPRをしていきたいと考えております。

まず、利用者数、このパイを増やすということ、それにあたってのりあいタクシーは、登録者を増やす取り組みが先決かと思っておりますので、利用数が少ないということは、イコール利用登録が少ないということですから、利用登録を拡大させる。このために説明会、チラシを配布するということを継続的に行っていきたく思っております。

会長：村上市としても、説明がありましたように実証実験をやっているということ積極的に住民のみなさまにお知らせしてまいりたいと思っておりますし、また、始まりますと、口コミで相当広がっていくのではないかなと、そのようにも感じておりますので、取り組みを継続的にやっていきたいということですので、よろしくお願ひしたいと思っております。他にございましたらお願ひをいたします。

副会長：実証実験の見直しといたしますか、評価は3月時点でやられると思っておりますが、見直した場合、次の年のどのあたりから変更するのか、イメージを教えてくださいたいと思っております。

事務局：実証運行は、監督官庁の国土交通省様の許可、あるいは計画の変更の申請等の手続きがありますので、その標準的な処理期間を含めて、2月にはある程度運行内容の改善方法を具体的なものをお示しして、4月、あるいは6月とか7月とか、そのような形で次の展開がスムーズにいくように想定しております。2月には運行方法の改善内容について、具体的なものを出していきたいと思っております。

副会長：ということは、12月くらいで評価をするということでしょうか。12月か1月で評価をするということでしょうか。

事務局：一旦、数値として上がってくる部分は、直近の1月くらいまでの数値をもとにして、今後の推移をある程度推測しながら出していくことになると思っております。

副会長：2ページの(A)(B)(C)という評価があって、(A)が一番悪い。普通(A)が一番良い方が理解しやすいので、(B)以上といっても良い方が入ることは分かりますが、逆にした方が分かりやすいと思っております。



事務局：次回、評価基準の資料を出す際には、( A ) ( B ) ( C ) の順番を並び替えて良い方を ( A ) に代えたいと思います。

会 長：そのようにお願いをいたします。他にございましたらお願いをいたします。

ワザバ-：資料4の2ページの病院からの帰宅の人数ですが、1日あたりの利用者数44人とありますが、これは全部でこの人数ですか、それとも県立坂町病院と村上総合病院からと分けてあるものでしょうか。

事務局：1日あたりの利用者数については、神林地区の方全体を表した数字です。

会 長：他にございませんか。ないようでございますので、協議事項「( 3 ) 実証運行の評価と今後の展開について」、原案のとおり決定することにさせてもらってよろしゅうございますか。

(「はい」という声)

会 長：ご異議がないようですので、「( 3 ) 実証運行の評価と今後の展開について」は、原案のとおり決定をさせていただきます。ありがとうございました。「5 .その他」ですが、事務局から連絡事項等がありましたらお願いします。

事務局：その他の事項ですが、まず第1点、第3回の協議会の予定ですが、年明けの2月上旬から中旬くらいを開催時期として考えておりますので、期日近くになりましたらご案内をさせていただきたいと思っております。

先ほど協議事項3の中で来年度朝日地区において、今年度実施する病院帰宅対応ののりあいタクシーをしたいということでご審議いただきましたが、承認していただいたということによろしかったですか。

会 長：それも含めて、承認していただきましたので。

事務局：もう1点、会議資料を常々送らせていただいている際、穴を開けずにクリップ留めなどで送らせていただいておりますが、資料を綴り込まれている委員の方もいらっしゃいますし、資料も厚手になりますと汎用のパンチでは開けづらいのかと思いますので、差し支えなければ次回以降、穴を開けて資料を送付したいと思いますので、いかがでしょうか。

(「お願いします。」という声)

会 長：それは、言うまでもなくそうしてください。それでは、みなさんからその他ございましたら、よろしくをお願いいたします。

ないようですので、これで予定した議事は全部終了いたしました。大変ありがとうございました。

事務局(進行)：それでは、閉会のご挨拶を佐野副会長からお願いいたします。

副会長：みなさん今日は、朝早くからお集まりいただき、どうもありがとうございます

た。10月から5つの事業を行うということで、普通こういう協議会では1つから2つくらいしかやらないのに5つもやられるということで、非常に事務局の方々の負担は大変だとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。次回は2月ということで、1月なりのある程度の評価があるということで、できれば(A)か(C)かどっちか、今ですと(C)ですか、良い評価になるように期待したいと思ひます。まだ、PR不足とかいろいろあると思ひますので、ぜひ、みなさん地元に戻られましたらPRのほどよろしくお願ひします。それでは、閉会の挨拶とさせていただきます。

事務局(進行): 以上をもちまして、第2回村上市地域公共交通活性化協議会を終了させていただきます。

委員の皆様、長時間にわたり、たいへんありがとうございました。